

牛・豚家畜防疫互助基金支援事業実施要綱の改正点について

- 令和8年5月に牛・豚家畜防疫互助基金支援事業実施要綱を改正し、選択的殺処分時の互助金の交付方法等を新たに規定（令和8年5月19日から適用）。

【主な改正点】

- ① 家伝法改正に伴う選択的殺処分の導入により経営継続が可能となることから、選択的殺処分時の空舎期間（防疫措置が完了した日以降に、選択的殺処分の対象外となった繁殖雌豚から産まれた子豚が平均出荷日数に達した時期までを空舎期間とみなす）を新たに規定。
- ② 選択的殺処分時の互助金交付対象となる肥育豚は「全ての日齢のもの」とする。

①実施要綱P14（別添のアの（イ）のb）

②実施要綱P17（別添別表）

別添

選択的殺処分が実施され、引き続き経営する場合における、第4の3の（8）に規定される互助金の単価、交付方法等については、次のとおりとする。

b 空舎期間の補正（④）

$$\text{補正係数} = \frac{\text{交付対象農場の家畜導入計画における空舎期間}^{\ast 4}}{\text{交付上限単価における空舎期間}}$$

※4 交付対象農場において、交付対象疾病の発生等に伴い家畜等の移動制限等の措置がとられた日（以下「移動制限等措置日」という。）から、新たな家畜の導入が終了した日までの期間（選択的殺処分の対象外の繁殖用種豚（雌）から産まれる豚（以下「自家産豚」という。）により規模回復を図る場合にあっても家畜の導入とみなし、この場合は当該農場において移動制限等措置日から選択的殺処分の実施後に最初に産まれた自家産豚がと畜場等へ出荷されるまでの平均期間。1か月未満は切り上げ）

別添別表

契約区分及び家畜の区分	交付上限単価
1 経営支援互助金	
（1）家族型	
ア 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり 49,000円
イ 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり 49,000円
ウ 肥育豚	1頭当たり 10,000円
（2）企業型	
ア 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり 56,000円
イ 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり 56,000円
ウ 肥育豚	1頭当たり 11,000円
2 焼却・埋却等互助金	
（1）家伝法第59条の規定に基づく費用の交付がある場合	1頭当たり 2,000円
（2）その他	1頭当たり 4,000円

選択的殺処分実施時の空舎期間の補正について

- 「交付対象農場の家畜導入計画における空舎期間」は、交付対象農場において、交付対象疾病の発生等に伴い家畜等の移動制限等の措置がとられた日（移動制限等措置日）から、経営を再開するための新たな家畜の導入が終了した日までの期間。
- 選択的殺処分の対象外の繁殖用種豚（雌）から産まれる豚（自家産豚）により規模回復を図る場合にあっては家畜の導入とみなし、当該農場において移動制限等措置日から選択的殺処分の実施後に最初に産まれた自家産豚がと畜場等へ出荷されるまでの平均期間（1か月未満は切り上げ）。

【互助金単価の算定】

互助金単価 = （雇用労賃補正 + 地代補正 + 減価償却費補正 + その他固定費） × 空舎期間補正係数

交付対象農場の家畜導入計画における空舎期間 ÷ 交付上限単価における空舎期間

【空舎期間補正係数の計算方法】

選択的殺処分の対象外の繁殖用種豚（雌）から産まれる豚（自家産豚）により規模回復を図る場合にあっては、以下の式により空舎期間補正係数を計算し、互助金単価を算定する。

消毒等期間 + 最初の産子の出産までの期間 + 平均出荷期間※

※交付対象農場における過去1年間の肥育豚の分娩から出荷までの平均日数を、過去1年間の出荷伝票等から算出

移動制限等
措置日

出荷



< 交付対象農場の家畜導入計画における空舎期間 >

÷

8か月

=

空舎期間補正係数

< 交付上限単価における空舎期間 >